

NPO 法人川西スポーツクラブ 入会誓約事項

(入会資格) 本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの趣旨・目的に賛同するもの。入会をもって賛同したものとする。
- (2) 本クラブの定める諸規定を遵守するものであること。
- (3) 奈良県内に在住・在勤・在学するものであること。
- (4) 反社会的勢力に関与していないものであること。

(入会手続) 本クラブに入会を希望する者は、入会申込書に記入の上、所定の手続きを行うこと。また、入会申込書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費等の納入) 本クラブの会員となった者は、別に定める会費等などをクラブに納入しなければならない。会費等は次の各号をいう。(1) 年間登録費 (2) 教室登録費 (3) その他必要な経費

(会費等の不返還) 一旦入金した会費等は原則返還を行わない。また、分割契約分残額は12月末までに支払う必要がある。

(会費等の滞納) 会員が会費の納入を怠ったときは、クラブ内での活動を停止し、または退会させることができる。尚、会員資格を再取得するには未納付分の会費を支払う必要がある。

(資格の喪失) 上記の要件に満たない会員は資格を喪失するものとする。

(クラブ会員注意事項)

- ・会員は、各メニューで指導者や代表者により定められるルールを遵守し、その指示に従ってください。
- ・当クラブが主催する事業において撮影する写真、ビデオ等の肖像権は川西スポーツクラブに委ねることとします。
- ・天災地変、官公庁の命令、その他主催者の関与しない事由が生じた場合、安全かつ円滑な実施を図るため年度途中であっても閉講や休止することがあります。
- ・最低開催人数に満たない教室メニューは年度途中であっても開催を中止する場合がございます。
- ・会員は必ずスポーツ安全保険に加入していただきます。当クラブが主催する事業の事故による損害については、スポーツ安全保険の補償範囲でのみ補償いたします。尚、事故などが発生した場合は速やかに当クラブに申し出てください。
- ・参加者の故意、過失により施設および主催者等が損害を受けた場合は参加者に損害の賠償を申し受けすることがあります。

・感染症予防の為、以下の事項に該当する場合は活動に参加しない・施設を利用しないでください

- ①感染症の診断を受け、治療もしくは自宅療養期間に該当する場合
- ②同居家族や身近な知人に感染を疑われる方がいる場合
- ③体調がよくない場合(発熱・咳・頭痛などの症状がある場合)
- ④学級閉鎖や緊急事態宣言など、外出制限の対象となる場合
- ⑤過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該該当者との濃厚接触がある場合

(新型コロナウイルスはじめ感染症予防について)

- ・施設利用時に、利用者名簿作成に協力すること。また代表者は名簿を施設管理者に提出すること
- ・来場者は必ずマスクを持参し、スポーツ活動以外では必ず着用すること
- ・こまめに手洗い、アルコールによる手指消毒を徹底すること
- ・三密(密閉・密集・密着)を防ぐ為、他人との距離(できるだけ2m以上)を確保し、隨時換気すること
- ・施設の利用制限人数を遵守すること
- ・活動中においても大きな声で会話、応援等をしないこと
- ・接触を伴うスポーツ活動については極力これを避け、接触を伴う機会が少ない内容で実施すること
- ・中央体育館トレーニング室利用時は別添【トレーニング室利用する際の注意事項】を遵守すること
- ・施設利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対し速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

※今後社会情勢次第ではこれらを変更、追加する場合もございます。